

お知らせ

令和9年1月1日施行 自動車整備士資格制度が変わります

旧資格制度（現行）

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級大型自動車整備士（※）
	一級小型自動車整備士（※）
	一級二輪自動車整備士（※）
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ジーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

新資格制度

自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	
一級	一級自動車整備士（総合）（※）
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）（※）
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士（※）
	自動車車体・電子制御装置整備士（※）

（＊上記の「資格体系の改正」は、令和4年5月25日に公布されています。）

◆（総合）の資格について

- 一級・・・大型・小型・二輪・電子制御の内容を含む。
- 二級・・・ガソリン・ジーゼル・シャシ・二輪・電子制御の内容を含む。
- 三級・・・ガソリンエンジン・ジーゼルエンジン・シャシ・二輪の内容を含む。

お知らせ

<二種養成施設 自動車整備技術講習の実施計画について>

令和9年1月1日に新資格制度が施行されることに伴い、現在、当講習所で実施している整備士養成のための二級ガソリン及び三級ガソリンの自動車整備技術講習は、**令和8年度後期(令和8年10月開講予定)**より、**二級自動車整備士(総合)**及び**三級自動車整備士(総合)**の自動車整備技術講習になります。

よって、二級ガソリン及び三級ガソリンは令和8年度前期講習(令和8年4月開始予定)の実施で最後となりますので、二級ガソリンまたは三級ガソリン整備士資格取得のために技術講習の受講を選択される方は、必ず令和8年度前期講習にお申込みいただきますよう、お願ひいたします。

<登録試験の受験について>

令和9年3月より、二級・三級においては新資格制度による試験が開始されますが、令和10年3月の登録試験までは、新・旧の試験を並行して実施いたします。

この際注意していただきたいのが、旧(現行)資格制度の技術講習修了者は、旧(現行)資格制度の登録試験しか受験できないことです。また、同じく、新資格制度の技術講習修了者は、新資格制度の登録試験しか受験できません。受験申請の際には、お間違いないよう、十分注意してお申込みをお願いいたします。

一級におきましては、令和10年3月より新資格制度による試験が開始されます。二級・三級より1年遅れての開始となりますので、受験をご希望の方はご注意ください。

<旧(現行)資格制度から新資格制度への移行に関する流れ>

年	令和7年		令和8年						令和9年						令和10年					
月	10月	~	3月	4月	~	9月	10月	~	3月	4月	~	9月	10月	~	3月	4月	~	9月	10月	
旧試験	●		●				●		●			●		●						
新試験									○			○		○	←R10月3月より 一級(総合)試験開始		○			
講習実施予定	R7年10月～R8年3月 旧(現行)資格講習 二級ガソリン 三級ガソリン	R8年4月～R8年9月 旧(現行)資格講習 二級ガソリン 三級ガソリン	R8年10月以降～新資格制度の講習 二級自動車整備士(総合) 三級自動車整備士(総合)						R9年4月以降～ 一級自動車整備士(総合) ※一級は不定期開催です。											